

～御不明な点は、以下の問合せ先へ御連絡ください～

お問合せの内容		担当部署		電話番号		
納税相談など 納税に関すること※1	財政局収納対策部 (お住まいの住所地により 担当が分かれております ので、右欄を参照して ください。)	徴収第一課	中区担当	(082)504-0131、504-0132		
		徴収第二課	南区担当	(082)504-0133		
			西区担当	(082)504-0211、504-0212		
			佐伯区担当	(082)504-0213		
		徴収第三課	東区担当	(082)504-0321		
			安芸区担当	(082)504-0322		
		市外担当	(082)504-0323			
徴収第四課	安佐南区担当	(082)504-0411、504-0412				
	安佐北区担当	(082)504-0413				
	特別滞納整理課	全域(高額滞納分)	(082)504-2128			
※1 上記の問合せは各市税事務所・税務室でも行えます。						
お問合せの内容		担当部署		電話番号		
課税に 関する こと	個人市民税・県民税・ 森林環境税	各市区税事務所市民税係	中央市税事務所 (082)504-2564(中区担当)	東部市税事務所 (082)568-7719 (東区・安芸区担当)	西部市税事務所 (082)532-0942(西区担当)	北部市税事務所 (082)831-4935(安佐南区担当)
	軽自動車税(種別割)	中央市税事務所 軽自動車税係	(082)504-2777(全区担当)	(中央市税事務所内で全ての区を担当します。)		
	固定資産税・都市計画税 (土地)	各市区税事務所土地係	(082)504-2565 (中区・南区担当)	(082)568-7720 (東区・安芸区担当)	(082)532-0943(西区担当)	(082)831-4937(※2)
	固定資産税・都市計画税 (家屋)	各市区税事務所家屋係	(082)504-2566 (中区・南区担当)	(082)568-7721 (東区・安芸区担当)	(082)532-0944(西区担当)	(082)831-4938(※3)
	固定資産(償却資産)	財政局税務部固定資産税課償却資産係 (082)504-2127				
	上記の問合せは南区、安芸区、佐伯区及び安佐北 区の各市区役所内の税務室でも行えます。	南税務室 (082)250-8946	安芸税務室 (082)821-4913	佐伯税務室 (082)943-9716	安佐北税務室 (082)819-3913	
	※2 安佐南区(鞆・沼田)担当					
	※3 安佐北区(白木・高瀬・可部)担当					
	※4 安佐南区(佐東・安芸市)、安佐北区(安佐)担当					
	※5 安佐南区(安芸市・鞆・沼田)担当					
※6 安佐南区(佐東)、安佐北区担当						

★市税の納付には、便利
で安心な口座振替制度を
御利用ください。

● インターネットで簡単に口座振
替の新規登録、変更の手続きができ
ます(WE B 口座振替受付サービ
ス)。
詳しくは、広島市ホームページの
「市税等の WE B 口座振替受付
サービス」を御覧ください。下記
の QR コードからもアクセスでき
ます。



● 口座振替依頼書による申込みを
御希望の場合は、税制課口座振替
担当(082-504-2425)へ御連絡
ください。後日、用紙をお送りし
ます。

- 滞納処分
この督促状の発付の日から起算して11日目までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 不服申立て
あなたが、この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して、文書をもって、審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴え
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告 (広島市長が被告の代表者となります。) として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- お知らせセンターから納付の呼び掛けを行っています。
広島市では、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料について、お知らせセンターから、納期限を過ぎても納付の確認ができない方への納付の呼び掛けや、口座振替の加入等を電話で御案内しています。
お知らせセンターの運営は民間の事業者委託し、平日の日中、夜間のほか、土曜日、日曜日及び祝日も業務を行います。
- 特殊詐欺に御注意ください。
市税等の納付について次のような案内をすることはありません。
 - ・ A T M (現金自動預払機) の操作を求めること。
 - ・ 金融機関の口座を指定して振り込みを求めること。
 - ・ 通帳やキャッシュカードを預けるよう求めること。
 - ・ フリーダイヤルや携帯電話の電話番号あてに返信を求めること。

領収証書及びレシートは
払込の証拠になりますので、受領後、大切に保管
してください。

開け方


オモテ

オモテ上から


オモテ

オモテ下から


オモテ・上下の2回
開けてください。

キャッシュレス納付の御案内

★この納付書は表面下部に印字されたQR
コード等を利用してキャッシュレス納付
ができます。

利用できる納付方法

- ◆スマホアプリ
- ◆クレジットカード
- ◆インターネットバンキング
- ◆口座振替 (ダイレクト方式)
- ◆Pay-easy (ペイジー) ※
※「地方税お支払サイト」(下記)で
ペイジー番号の発行が必要です。

キャッシュレス納付の手続は「地方税お支払
サイト」で!



右記のQRコードからも
アクセスできます。

広島市ホームページ「市税のキャッシュレス
納付」も御覧ください。

◎ご注意ください

キャッシュレス納付では領収証書が発
行されません。また、納税証明書が発行
できるようになるまで2開庁日程度かか
ります。領収証書が必要な方、納税証明
書がすぐに必要な方は、右記の納付場所
で直接納付してください。

「QRコード」は専用ソフトウェアの登録商標です。

納付場所

※下記の納付場所は、令和7年4月1日現在のものです。
金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。
※下記の納付場所の窓口では、キャッシュレス納付 (左記) はできません。

◎金融機関

【銀行】 広島、伊予、愛媛、西京 (山口県内の店舗に限る。)、山陰合同、四国、
中国、鳥取、西日本シティ、百十四、福岡 (広島県内の店舗に限る。)、
みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、
ゆうちょ (郵便局含む。)(中国5県内の店舗に限る。)

【信用金庫】 呉、広島 【農業協同組合】 ひろしま、広島市

【信用組合】 広島県、広島市、広島商銀、朝銀西(広島県内の店舗に限る。)

【その他】 中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

上記のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付することができます。
納付可能な金融機関は、eLTAXホームページを御覧ください。右記のQRコードからも
アクセスできます。

◎コンビニエンスストア等 (全国各店舗)

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、
ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、
MMK(マルチメディアキオスク) 端末設置店(ただし、無人端末機を除く)、スリーエイト、
生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※精算システムとコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。

◎広島市役所

市税事務所・税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

※ 納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金を加算して納付しなければならない場合がありますが、金融機関、コンビニエンスストア等またはキャッシュレス納付で納める場合は税額に延滞金を加算して納付することができません。納付できなかった延滞金については、後日改めて納付書を送付しますので、早急に納付してください。



これはカンパです。2025/09/09 12:20:09

PC 977 S IR16U